

公 募 公 告

下記のとおり公告します。

記

1. 公募に付する事項

法律問題の鑑定を行う業務

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 熊本県弁護士会に所属する弁護士であること。
- (3) 熊本市に事務所を有すること。

3. 業務の概要に関する事項

(1) 弁護士の業務

九州財務局が所掌する業務の実施に当たり法律的疑義を生じた事項について、隨時、面接又は文書により鑑定すること。

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

4. 応募要領等

公募に参加する者は、公募申請書に履歴書（必要事項を記載）等を添付の上、申込先に提出すること。

（申込方法は、持参又は郵送）

(1) 提出書類

ア. 公募申請書

イ. 以下の事項を記載した履歴書（書式自由、写真添付）

（ア）氏名、生年月日

（イ）弁護士事務所の所在地、連絡先

（ウ）略歴

（エ）これまで担当した主な訴訟事案

（国の指定代理人となったことがある場合はその事件名を記載すること）

ウ. 見積書

(2) 申込先

熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟7階

九州財務局 管財部 審理課

電話 096-353-6351 (内線: 3133)

(3) 申請書の交付期間及び応募期間

令和8年2月9日（月曜日）から令和8年2月26日（木曜日）まで（必着）

（受付時間）8時30分から12時、13時から17時（ただし、閉庁日を除く）

(4) 契約条項を示す場所

熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟7階 九州財務局 管財部 審理課

5. 選考方法等

- (1) 上記4(1)の提出書類に不備があった者、虚偽の記載を行った者及び見積書の見積価格が当局の予定価格を上回っている者はその時点で失格とする。
- (2) 面接を行い見積価格と面接による審査結果の総合評価の最も高い者を契約相手方として決定する。
- (3) 面接日時については、個別に電話連絡する。

6. 公募申請書の無効

上記2に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の公募申請書は無効とする。

7. その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 申請書等、業務の内容、その他不明な点については、上記4(2)申込先に照会すること。

以上公告する。

令和8年2月9日

支出負担行為担当官
九州財務局総務部長 小川 恒史